

(案)

審議会資料No.2

新 労 発 基 第 号
令 和 年 月 日

新潟地方最低賃金審議会

会長 殿

新潟労働局長 福岡洋志

新潟県最低賃金の改正決定について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づく、新潟県最低賃金（昭和55年新潟労働基準局最低賃金公示第3号）の改正決定に関して、最低賃金法第10条第1項の規定に基づき、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025改訂版（令和7年6月13日閣議決定）」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025（同日閣議決定）」に配慮した、貴会の調査審議をお願いします。